

## 第5章 葬斎

### ○火葬場の設置及び管理に関する条例

〔平成11年4月1日  
規則第32号〕

改正 平成12年3月9日 条例第6号

#### (設置)

第1条 墓地埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の規定により火葬場を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 木曾葬斎センター「緑聖苑」
- (2) 位 置 木曾郡上松町大字上松1085番地の1

#### (使用料)

第3条 木曾葬斎センター（以下「緑聖苑」という。）の使用料は、次表に定める額とする。ただし、連合長が特に必要と認めた場合は、使用料の減免をすることができる。

区分	使用料（円）			
	10歳以上	10歳未満	死産児	胞衣
組織町村内	15,000	12,000	7,000	4,000
組織町村外	39,000	31,000	17,000	7,000

#### (備考)

- 1 遺体の入場は午前8時30分から午後3時までとする。ただし、特殊事情等で組織町村長の申請に基づき連合長の承認のあつたときは時間外入場ができる。この場合は3割増の使用料を徴収する。
- 2 「緑聖苑」使用に係る死亡者が、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第14条に規定する老人福祉施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第1条に規定する知的障害者援護施設又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条に規定する身体障害者更生援護施設に入所するため、組織町村から当該施設の所在地に住所を移転していた場合にあつては、組織町村に住所を有していたときの区分の使用料を適用する。

2 遺体の運搬に使用する車両使用料は、次表に定める額とする。ただし、連合長が特に必要と認めた場合は減免することができる。

使用区分	車両使用料（円）
組織町村内	委託業者の車両を使用したとき 1 遺体25,000円 ただし、12月1日より3月31日までの間 1 遺体30,000円

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、連合長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月9日条例第6号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。